

平成18年 9月

「配船基本ルール」について

横浜川崎曳船株式会社

当社は配船業務を曳船所有社から受託し、このルールに従い曳船を横浜・川崎港における入出港移動に関する曳船作業に割当てる。

I 配船の方式

曳船配船の方式は船社指名を原則とする。ただし、安全かつ効率的な港湾機能を維持するため、朝夕の混雑時間帯等には輪番制により配船をおこなう。

1 船社指名

船社は自社の運航する本船の曳船作業に優先的に使用する曳船の所属会社を指名する。当社はその船社の本船に関する曳船作業に指名された曳船社の曳船を配船する。曳船社の指名が無い船社の本船に関する作業には、輪番制により配船する。

ただし、当該作業に使用する曳船隻数、馬力(規格)と、作業時点における曳船可動隻数、作業前後における曳船の運用状況等の関連により、当社が指名社のタグを配船できない場合がある。この場合には、所定の方式により配船する。

2 輪番制

曳船各社の隻数を各社の輪番率として、会社輪番を定め、輪番に当たった曳船社所属の可動船から配船する。

混雑時間帯の範囲

06:00-09:00 および 16:00-19:00 とする。〔運航開始時間〕

II 配船する曳船の範囲

- 1 当社が配船を受託した曳船。ただし、入渠等のため稼働できない曳船を除く。
- 2 夜間早朝は原則として、当直船の中から配船する。当直船の運用等については別途定める。
- 3 休日等は原則として、当日可動予定船の中から配船する。
- 4 当直船及び休日等の可動船は、曳船の効率的運用などの観点から、当社が曳船所有社と協議し予め定める。

III 実施期日等

このルールによる配船は平成18年10月 1日の作業から実施する。その後、配船業務の実施状況について関係者による評価をおこない、必要に応じて協議のうえルールの改定をおこなうものとする。